

# なぜ、今

# 『国防軍』

# 『96条改正』

# なのか

—日本国憲法における安全保障と人権保障を考える—

憲法は、前文で平和主義の理想を高くかけ、全世界の国民が平和的生存権をもつことを規定し、これを受け、9条1項は戦争放棄を、同条2項は戦力の不保持と交戦権の否認を定めています。

近時、尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張の高まりや北朝鮮ミサイル発射問題などの日本の安全を脅かしかねない事態が発生しており、憲法を「改正」し、「軍隊」を持つべきとの主張があります。更に、憲法を「改正」しやすくするため発議要件を定める96条を「改正」すべきとの主張もあります。

私たちは、悲惨な戦争への道を歩んだ歴史を繰り返さないため、このような憲法「改正」をどのように考えるべきでしょうか。水島朝穂氏を講師にお招きしてご講演いただきます。是非ご参加ください。

●講師

## 水島朝穂氏

(早稲田大学法学学術院教授)



1953年、東京都府中市生まれ。96年より現職。専攻は憲法学、法政策論、平和論。法学博士、憲法理論研究会（創設者・鈴木安蔵）前代表、全国憲法研究会運営委員、国際法律家協会理事ほか。著書『現代軍事法制の研究』日本評論社、『武力なき平和—日本国憲法の構想力』岩波書店、『憲法「私」論』小学館、『この国は「国連の戦争」に参加するのか』高文研、『東日本大震災と憲法』早稲田大学出版部、新刊『戦争とたたかう—憲法学者・久田栄正のルソン戦体験』岩波現代文庫（2013年6月刊）（以上、単著）『改憲は必要か』岩波新書（共著）など多数。  
ホームページ<http://www.asaho.com/>

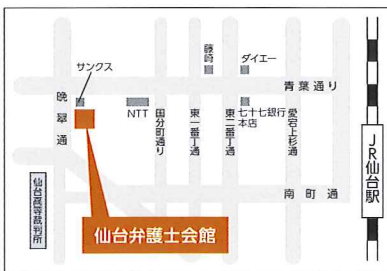
# 6.29<sup>土</sup>

午後1時30分から 午後4時30分

## 仙台弁護士会館 4階

事前予約不要・参加費無料

定員150名 ※会場の定員150名を超過する場合には入場をご遠慮いただく場合がございます。お早めにお越しください。



主催／仙台弁護士会

仙台市青葉区一番町2丁目9-18 TEL022-223-1001

共催／日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会